

《3》産業医等への提言

2) 就労に関する意見

5. 病状が進行した労働者に対しては、肝炎(肝硬変を含む)を増悪させる可能性がある有害要因を原則として排除すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	26 72.2%	5 13.9%	5 13.9%	0 0.0%
嘱託産業医	25 83.3%	1 3.3%	4 13.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	29 87.9%	2 6.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	132 85.2%	7 4.5%	9 5.8%	7 4.5%
合計	212 83.5%	15 5.9%	20 7.9%	7 2.8%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし				1
これを理由に解雇されない配慮が必要				1
同意できる				
・ 《3》2)1へ包括。	1			
・ ただし、病識を持たない労働者が多い				1
・ 基本的には同意。安衛法第69条との兼ね合いが気かり	1			
・ 実際問題としてそう容易くないのでは？				1
・ 提言の位置づけによっては不要(まともな産業医にとってはこの内容は当然である)	1			
・ 有害要因とは何か？				1
・ 有害要因の具体例はどう呈示するのか？	1			
不要				
・ 《3》2)1. に含まれる			1	
・ 《3》2)1へ包括。	1			
・ 《3》2)3にまとめる	1			
・ 《4》2)1に含まれる				1
・ 何をもちて病状が進行したと判断するか不明	1			
・ 自己管理を行わずに悪化した場合も含まれてしまう	1			
・ 主治医が対応すればよいと考える。				1
・ 増悪させる有害要因は科学的根拠がない		1		
・ 必要な医療の確保を優先				1
修正が必要				
・ 「さらに就業上の必要性を事業者に助言すること」追加				1
・ 「もしくは、配置転換をはかる」	1			
・ 「原則として」削除(例外事例を生むから)		1		
・ 「増悪させる～」→「就業上の配慮をすること」	1			
・ 「排除すること」→「排除するよう努めること」	1	1		
・ 「排除すること」→「配置転換等考慮する必要がある」				1
・ 「病状が進行した」があいまい		1		
・ 「本人の同意を得て」(追加)				1
・ 「有害要因」→「長時間残業等の有害要因」		1		
・ 具体的な有害要因とは何か？			1	
・ 事業者の理解が得られるかが心配				1
・ 同意できるが、有害要因を排除することは困難であろう				1
・ 同時に本人へ働き方の自律調整を行い、仕事と病気のバランスをとるよう指導する	1			
・ 本人の同意の元に行う				1
・ 本人の了解のもと行う(仕事が生きがいと続けたいという人もいるので一概にはいえない)	1			
・ 有害要因が抽象的				1
・ 有害要因のガイドラインが欲しい				1
・ 有害要因の排除は病状の進行に関係なく必要である			1	
・ 労働者が言うことを聞いてくれるような教育をしておくこと				1

《3》産業医等への提言

3) 相談・保健指導

1. 看護職などの協力を得て、労働者が相談や指導を受け易い医療職の窓口を設けるように努めること。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
専属産業医	55	36	65.5%	32	88.9%	2	5.6%	2	5.6%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30	90.9%	2	6.1%	1	3.0%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	130	83.9%	13	8.4%	6	3.9%	6	3.9%
合計	505	254	50.3%	222	87.4%	17	6.7%	9	3.5%	6	2.4%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし				
・ 保健室？				1
不要				
・ 医師が説明するべきである				1
・ 一般の医療機関に任せる(医療保健福祉関係は厳格に実施する)				1
・ 一般の保健指導と同様にする		1		
・ 看護職が十分理解できているとは限らない				1
・ 肝炎に対して、必要性を感じない	1			
・ 現在も地域産業保健センターの窓口が設置されている				1
・ 産業医が指導すればよい			1	
・ 産業医へ相談する				1
・ 当然のことであるのであえて提言に入れる必要はない				1
修正が必要				
・ 「医療職の」削除				1
・ 「看護職」→「医療職」				1
・ 「看護職」→「保健看護職」(保健師を含めるべき)	1			
・ 「看護職などの協力を得て」削除				1
・ 「設けるように努める」→「設けることも可能である」			1	
・ 医師ではいけないのか？				1
・ 看護職は無理と思う。	1			
・ 管理課などが把握し、産業医等と相談する。窓口の開設は困難				1
・ 専門職が少なく、看護職の専門教育がなされていないので、相談窓口の対応者の知識能力の評価が必要。			1	

《3》産業医等への提言

3) 相談・保健指導

2. 労働者から就業上の措置と保健指導の内容についてのインフォームドコンセントを受けるように努めること。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
				数	率	数	率	数	率	数	率
専属産業医	55	36	65.5%	30	83.3%	2	5.6%	4	11.1%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	26	86.7%	0	0.0%	3	10.0%	1	3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25	75.8%	4	12.1%	4	12.1%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	137	88.4%	6	3.9%	3	1.9%	9	5.8%
合計	505	254	50.3%	218	85.8%	12	4.7%	14	5.5%	10	3.9%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・ ?				1
・ 意味が分からない				1
・ 意味不明				1
同意できる				
・ インフォームドコンセントは「行う」では？	1			
不要				
・ 意味がない			1	
・ 意味が分からない				1
・ 意味不明	1			
・ 一般の医療機関に任せる(医療保健福祉関係は厳格に実施する)				1
・ 一般の保健指導と同様にする			1	
・ 表現が分かりにくい	1			
・ 労働者からインフォームドコンセントを受ける意味が不明				1
修正が必要				
・ 「インフォームドコンセントを受けるように努めること」 →「インフォームドコンセントに努めること」		1		
・ 「と保健指導の内容」削除(インフォームドコンセントを得るイメージがしにくい)		1		
・ 「受けるように努めること」→「受けやすい体制をつくること」			1	
・ 「労働者から」→「労働者は」				1
・ 「労働者から」を「受けるように努めること」の直前に持つてくる	1			
・ インフォームドコンセントは書面で行うのか？				1
・ リストラの対象者にならないように配慮する				1
・ 就業上の措置には従う義務がある			1	
・ 専門職が少なく、看護職の専門教育がなされていないので、相談窓口の 対応者の知識能力の評価が必要。			1	
・ 表現が分かりにくい	1	1	1	
・ 保健指導とはインフォームドコンセントそのものだと思う	1			
・ 保健指導の内容に関するインフォームドコンセントとは？	1			

《3》産業医等への提言

4)教育

1. 労働衛生教育、健康教育、職場懇談会、広報誌などの機会を利用して、ウイルス肝炎に関する集団教育を実施すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	29 80.6%	2 5.6%	5 13.9%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	26 86.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	2 6.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	141 91.0%	6 3.9%	4 2.6%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	225 88.6%	12 4.7%	13 5.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ HIVと一緒に感染症教育を行う			1	
不要 ・ 一般の保健指導と同様にする ・ 教育が差別など、逆効果になるのでは？ ・ 現状の職場教育で十分対応可能である。 ・ 個別指導とすべきである ・ 差別を助長する危険あり ・ 集団教育は不要ではないか？	1 1		1	1
修正が必要 ・ 「実施すること」→「実施することが望ましい」 (メンタルヘルスや過重労働などほかにも教育すべきことがある) ・ 「実施すること」→「実施するよう努めること」 ・ 「実施すること」→「必要に応じて実施すること」 ・ 「実施すること」→「必要に応じて実施することができる」 ・ 「集団教育」→「情報提供」 ・ ウイルス性肝炎のみ教育は不自然 ・ ハイリスク職場に限定する ・ プライバシーの関係で労働者を事業者が集めることは困難。 個人指導の希望者が多い。(労働者=肝炎労働者??) ・ 教育は必要であるが、集団教育への慎重さ(考慮)が必要 ・ 広報誌のみにしておくべき ・ 実施に問題はないが、他に優先順位の高い事項がある ・ 集団教育の内容による ・ 集団教育は不要。リスクのある人、罹患者を対象にする	1 1 1 1	1	1	1 1

《3》産業医等への提言

4) 教育

2. 健康診断の間診時、事後措置、健康相談などを利用して、労働者に個別教育を実施すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	30 83.3%	1 2.8%	5 13.9%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	27 90.0%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	1 3.0%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	146 94.2%	3 1.9%	1 0.6%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	231 90.9%	5 2.0%	12 4.7%	6 2.4%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 複数で関与することがよいと思うので考える必要はない				1
不要 ・ 一般の保健指導と同様にする ・ 現状の職場教育で十分対応可能である。 ・ 特別な事情がない限り、個別に実施は不要	1		1	1
修正が必要 ・ 「個別教育」→「情報提供」 ・ 「実施すること」→「実施することが望ましい」 (メンタルヘルスや過重労働などほかにも教育するべきことがある) ・ 「実施すること」→「実施するように努めること」 ・ 「実施すること」→「実施するよう努めること」 ・ 「実施すること」→「必要に応じて実施すること」 ・ 「必要があれば」追加 ・ 「労働者」→「必要のある労働者」 ・ キャリアのみに行うのか？ ・ 肝炎労働社、ハイリスク職場に限定する ・ 主治医と連携して ・ 本人の希望あれば	1 1 1 1	1	1 1 1	1

《3》産業医等への提言

5) 医療機関との連携

1. 事業者に対して、主治医などの治療者側と情報交換を行なうのは産業医等をはじめ産業保健専門職が適切であることについて理解を求めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	2 5.6%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	1 3.0%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	140 90.3%	6 3.9%	4 2.6%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	231 90.9%	9 3.5%	9 3.5%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
不要				
・ 事業者への提言である			1	
・ 事業者への提言で述べることである	1			
・ 実施可能な事業所が少ない				1
・ 地域産業保健センターの産業医は事業者の許可がない場合には円滑に動けない。				1
・ 提言に値しない				1
・ 当たり前のことであるため不要	1			
修正が必要				
・ 「産業医」→「産業医またはかかりつけ医」				1
・ 「産業医等をはじめ」削除			1	
・ 適切であるかどうかは誰が推測するのか？			1	
・ 内容に同意しますが、表現が分かりにくい				1
・ 本人の同意が前提	1			
・ 理解を求めるための理由を追加してはどうか	1			

《3》産業医等への提言

5) 医療機関との連携

2. 複数の産業保健専門職が一人の事例に関与する場合には、事例ごとに専門職内で情報交換や相談を行い、認識や意見の統一を図り、医療職としての業務を整理し機能の分担を調整しておくこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	31 86.1%	3 8.3%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25 75.8%	4 12.1%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	136 87.7%	11 7.1%	1 0.6%	7 4.5%
合計	505	254	50.3%	222 87.4%	18 7.1%	7 2.8%	7 2.8%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし ・ ?				1
同意できる ・ 「適切である」を柔軟な表現にして ・ 同意するがそれ程大げさに構える必要はない ・ 同意の元に	1			1 1
不要 ・ 医療機関との連携との関係ない内容である ・ 一般的に健康管理には必要なことであり、あえて肝炎のみに記入することはない ・ 実施可能な事業所が少ない ・ 主治医・産業医・事業者・労働者が理解していればよい ・ 大企業以外には考えられない想定である ・ 地域産業保健センターの産業医は事業者の許可がない場合には円滑に動けない。 ・ 提言に値しない ・ 当たり前のことであるため不要 ・ 当然のことなので不要 ・ 難しい条件が多すぎる ・ 文章が分かりにくい。内容的には文章化する必要はないのでは？			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
修正が必要 ・ 「医療職」→「産業保健スタッフとする」 ・ 「複数の産業保健専門職が一人の事例に関与する場合には」 →「事業場に常駐勤務していない場合は他の産業保健専門職や衛生管理者と」 (嘱託産業医の活動を想定) ・ プライバシーに十分配慮し、担当が辞さない場合は情報交換をしない ・ 一般的に健康管理には必要なことであり、あえて肝炎のみに記入することはない ・ 情報を複数で共有することについて同意が得られない場合はどうするのか？ ・ 当然の事項である	1 1		1 1 1 1	

＜4＞事業者への提言

1) ウイルス検査

1. 労働安全衛生法に基づく健康診断の機会を利用するなどして過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者については、その受診を促すよう努めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	24 66.7%	6 16.7%	6 16.7%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	24 80.0%	2 6.7%	2 6.7%	2 6.7%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25 75.8%	2 6.1%	6 18.2%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	137 88.4%	9 5.8%	7 4.5%	2 1.3%
合計	505	254	50.3%	210 82.7%	19 7.5%	21 8.3%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・ 安衛法に基づく健診に肝炎検査があるのか？		1		
同意できる				
・ 事業者以外に直接上司への提言も必要。治療内容、休暇理由なども同僚に知られない配慮をすることが事業者や直接上司に求められる。				1
・ 事業所で実施する肝炎ウイルス検査はサービスの一種であるため、事業者が受診を促す必要性はない	1			
・ 実際ウイルス陽性であった場合、事業所の対応は？		1		
不要				
・ すべての者に行う必要はないと考える。行う場合は対象者を絞って欲しい。	1			
・ プライバシーの侵害である	1			
・ 医療福祉関係、自衛官や警察・消防以外は不要				1
・ 肝障害や感染の機会のある労働者を対象にする				1
・ 事業者への提言としては不要	1			
・ 人間ドックに含まれているので不要				1
・ 法定項目でないので受診勧奨はおかしい		1		
・ 法的義務がなく、理解が得られにくい		1		
・ 法律化しなければ実現不可能			1	
・ 本人の自主性による。本人のプライバシーが害される可能性はある。				1
修正が必要				
・ 「その受診を」→「検査を受けることを」			1	
・ 「その受診を」→「検査を受ける機会を与えるよう」			1	
・ 「過去に～」削除	1			
・ 「感染の機会を有するものは」追加				1
・ 「肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者にその受診を促すよう努めること」 →「肝機能障害が疑われた者については原因を確認するよう促すこと」 (事業者としてウイルス検査を勧めるべきではない)		1		
・ 「労働安全衛生法に～利用するなどして」削除			1	
・ あまり強力な勧め方は望ましくない		1		
・ ウイルス検査が法定項目となることが前提。十分な教育も必要。	1			
・ リスクの高い職場で実施する	1			
・ 感染の機会のある事業所を対象にする				1
・ 肝炎ウイルス検査は法定項目ではないので健診で実施するにはその費用やデータ情報の管理等問題があります。	1			
・ 希望者のみにまず実施すること				1
・ 経済的負担を誰がするのかを明記するべき				1
・ 事業者でなくともよいのでは、と思います。	1			
・ 自治体の検査を利用するべき(国からの補助もないため、事業所で健診に加えるかどうかは疾病構造分析の結果で判断するべき)	1			
・ 定期的に肝炎ウイルスのチェックは必要ではないか？(3～5年ごと)				1
・ 必ず受診するようにする				1
・ 法定外項目の場合は安全衛生委員会などで審議する必要がある			1	
・ 労働者に不利が生じないシステムの上で、労働者への説明も行うこと				1
・ 労働者の同意を得て			1	

＜4＞事業者への提言

1) ウイルス検査

2) 職域において肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施すること。
労働者が同意を拒否した場合でも就業上の不利益を与えないこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	33 91.7%	2 5.6%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28 93.3%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	3 9.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	139 89.7%	4 2.6%	8 5.2%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	228 89.8%	9 3.5%	13 5.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・（＜4＞1)2～2)5は職域で肝炎ウイルス検査を行った場合について述べているので、項目をまとめたほうがよい)	1			
不要 ・ 肝炎ウイルス検査は職場で行うべきではない ・ 業務量が増えてしまう ・ 現行の抗体検査まででよい ・ 住民検査では普通に実施されているので個別の同意は不要では？	1 1		1	1
修正が必要 ・ 「労働者が同意を拒否～」削除 ・ 「労働者の個別の同意」→「労働者の同意」 ・ 「労働者の個別の同意に基づいて実施すること」→「安全衛生委員会など全従業員の同意を取り、検査時には同意を拒否できる体制をとっておくこと」 ・ 拒否した場合の対応を考える必要がある ・ 拒否しない労働者との間に不公平が生じる ・ 健康管理の一環として肝炎ウイルス検査の必要性を十分周知する必要があると思う。 ・ 健康診断のルーチン検査とする ・ 健康診断の機会を利用するならば、個別の同意は不要である ・ 原則として労働者個別の同意が必要であると考えられるが、感染のリスクの高い職場では強制的に検査する必要があるのでは？ ・ 事務的に煩雑になるので、ウイルス検査は強制的に全員に義務としてもよいと思う ・ 法によって肝炎ウイルス検査を実施するようになれば可能ではないか？ ・ 法定外項目の場合は安全衛生委員会などで審議する必要がある	1	1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

3. 検査結果については検査を実施した医療機関が直接本人に通知するような体制とすること。
また、事業者が検査結果を直接知ることがないような体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	29 80.6%	3 8.3%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	24 80.0%	4 13.3%	1 3.3%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25 75.8%	1 3.0%	6 18.2%	1 3.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	132 85.2%	8 5.2%	10 6.5%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	210 82.7%	16 6.3%	21 8.3%	7 2.8%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・「事業者が検査結果を直接知ることがないような体制」は実行可能でないのでは？				1
・ なんとなくいい難い			1	
・ 事業者側の守秘義務とウイルス肝炎に対する理解の問題である				1
・ 腫瘍マーカー、ウイルス抗体などの結果は報告することを要求する事例がある。		1		
同意できる				
・ ただし不可能なこともある				1
・ 一次検査に含まれれば煩雑になるため実行は無理である。			1	
・ 二次健診や精密検査で実施することもあるが、現実的には病院や労働衛生機関から産業医へ結果を通知することがある。		1		
不要				
・ 安全配慮義務の面から事業所で実施したのであれば事業者は知っておくべきであると思う	1			
・ 医療機関で封をしてから事業者へ渡しでもよい				1
・ 医療福祉関係、自衛官や警察・消防以外は不要				1
・ 企業で行う場合は事業主は知っていてもよい		1		
・ 検査自体するべきではない	1			
・ 現行の抗体検査まででよい				1
・ 産業医にも情報が必要な場合もある		1		
・ 事業者が知らないと職場環境の改善に支障をきたす。HIVほど嚴重な守秘義務は不要。				1
・ 費用拠出元による		1		
修正が必要				
・ 「また、事業者が直接結果を～」削除				1
・ 「医療機関が」→「医療機関や産業医が」			1	
・ 「事業者が検査結果を直接」→「検査結果については事業者が直接」	1			1
・ 「事業者が検査結果を直接知ることがないような体制とすること」 →「事業者はその結果の取り扱いには十分労働者のプライバシー保護に努めること」			1	
・ 「本人」→「本人および産業医」				1
・ 業種によっては事業者は知っておくべき			1	
・ 業務上感染の可能性がある場合はむしろ知っておくべきである。情報は医療職の管理に託されれば、その限りではないと思う		1		
・ 健診の実施や結果通知は事業者が行うべき事項である。事業者の中の担当者を明記するなどの修正が必要	1			
・ 産業医から通知する				1
・ 産業保健看護職や事業者も医療機関から直接報告を受けて実態を把握しておくべき			1	
・ 事業者が実施したのであるから、少なくとも産業医は知っておくこと	1			
・ 事業者は検査結果を直接知るべきである				1
・ 事業者は労働者の健康管理責任があるので知っておくべきである				1
・ 直接本人に通知＝産業医が保健指導は矛盾している(3_1_1～3_1_3)			1	
・ 本人および事業者ともに知るほうがよい				1
・ 陽性への変化があった場合少なくとも医療スタッフには通知させるべき				1

＜4＞事業者への提言

1) ウイルス検査

4. 本人以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	2 5.6%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	2 6.1%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	145 93.5%	6 3.9%	1 0.6%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	234 92.1%	10 3.9%	6 2.4%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる				
・「産業医等をはじめ産業看護職」→「主治医」				1
・理想であるが、本人以外に知る者に対しても守秘義務があることを教育しておく				1
不要				
・＜4＞1)3と同じ意味			2	
・医療福祉関係、自衛官や警察・消防以外は不要				1
・検査自体するべきではない	1			
・現行の抗体検査まででよい				1
・事業所で実施するのであれば産業医は知っておくべきだと思う	1			
・小規模事業所などで実施可能か不明				1
修正が必要				
・「不用意に」削除			1	
・「本人以外が」→「本人以外の人」	1			
・産業保健看護職や事業者も医療機関から直接報告を受けて実態を把握しておくべき			1	
・事業者は承知するべきである				1

＜4＞事業者への提言

1) ウイルス検査

5. 検査結果に関して、労働者が産業医等をはじめ産業看護職に相談できる体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	1 2.8%	3 8.3%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	32 97.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	148 95.5%	2 1.3%	2 1.3%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	3 1.2%	6 2.4%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 業務によっては報告させるべきものもある ・ 小規模事業所では難しい。糖尿病や高血圧症のほうが優先度が高いと思う。		1	1	
不要 ・ 検査自体するべきではない	1			
修正が必要 ・ 「産業医等をはじめ産業看護職」→「産業医」 ・ 「産業看護職」削除 ・ 50名以下の事業所では地域産業保健センターに相談する。 ・ 産業医や産業看護職である必要はない ・ 主治医と連携して		1		1
	1		1	
			1	

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

6 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を受けて精密検査として肝炎ウイルス検査を受診した場合でも、その結果の提出は労働者の意志に従うこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	28 77.8%	5 13.9%	2 5.6%	1 2.8%
嘱託産業医	56	30	53.6%	25 83.3%	2 6.7%	2 6.7%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	21 63.6%	4 12.1%	6 18.2%	2 6.1%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	133 85.8%	9 5.8%	8 5.2%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	207 81.5%	20 7.9%	18 7.1%	9 3.5%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 「結果の提出」の意味が分からない ・ なんとなく難しい ・ 事業者、健保の負担で行っている場合、結果を提出する必要がある	1		1 1	
同意できる ・ だし、受診は本人の希望に任せる ・ 強調すべきだと思います	1			1
不要 ・ ? ・ 安衛法以外の受診や受療は事業者は管理事項と切り離して考えるべき ・ 企業で行う場合は事業主は知っていてもよい ・ 現行の抗体検査まででよい ・ 言わなくてもよい ・ 事業者が検査費用を負担した場合、困難なケースがある ・ 事業者が知らないと職場環境の改善に支障をきたす。HIVほど厳重な守秘義務は不要。 ・ 事業所が管理する意味を持たせるために結果の提出をさせるべき ・ 事業所で実施するのであれば産業医は知っておくべきだと思う ・ 内容が分かりにくい ・ 二次検査は事業者責任ではないので、私病扱いとなるので不要。	1 1 1	1	1 1	1
修正が必要 ・ 「結果の提出」先が事業者か産業医かで異なる ・ 「二次健診の受診勧奨を行う」追加 ・ 「労働者の意志に従うこと」→「産業医が労働者の同意を得て」 ・ 4.1.1~4.1.5が整っている場合は原則提出とする ・ 感染源となりうるので対策が必要。 ・ 極力提出していただくように努める ・ 結果は産業医が本人に通知する ・ 検査結果の提出を義務とする ・ 検査結果は産業医・事業者が知る必要がある ・ 産業医には知らせること ・ 産業保健看護職や事業者も医療機関から直接報告を受けて実態を把握しておくべき ・ 少なくとも産業医は結果を把握する体制が必要。労働者の意志がすべてでは問題がある。 ・ 他の労働者への感染防止を考えると事業主が結果を把握することは必要である	1	1	1 1	1 1 1 1 1 1 1

＜4＞事業者への提言

1) ウイルス検査

6. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を受けて精密検査として肝炎ウイルス検査を受診した場合でも、その結果の提出は労働者の意志に従うこと。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	28 77.8%	5 13.9%	2 5.6%	1 2.8%
嘱託産業医	25 83.3%	2 6.7%	2 6.7%	1 3.3%
産業保健推進センター	21 63.6%	4 12.1%	6 18.2%	2 6.1%
地域産業保健センター	133 85.8%	9 5.8%	8 5.2%	5 3.2%
合計	207 81.5%	20 7.9%	18 7.1%	9 3.5%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 「結果の提出」の意味が分からない ・ なんとなくいい難い ・ 事業者、健保の負担で行っている場合、結果を提出する必要がある	1		1 1	
同意できる ・ ただし、受診は本人の希望に任せる ・ 強調するべきだと思います	1			1
不要 ・ ? ・ 安衛法以外の受診や受療は事業者は管理事項と切り離して考えるべき ・ 企業で行う場合は事業主は知っていてもよい ・ 現行の抗体検査まででよい ・ 言わなくてもよい ・ 事業者が検査費用を負担した場合、困難なケースがある ・ 事業者が知らないと職場環境の改善に支障をきたす。HIVほど厳重な守秘義務は不要。 ・ 事業所が管理する意味を持たせるために結果の提出をさせるべき ・ 事業所で実施するのであれば産業医は知っておくべきだと思う ・ 内容が分かりにくい ・ 二次検査は事業者責任ではないので、私病扱いとなるので不要。	1 1 1	1	1 1	1 1
修正が必要 ・ 「結果の提出」先が事業者か産業医かで異なる ・ 「二次健診の受診勧奨を行う」追加 ・ 「労働者の意志に従うこと」→「産業医が労働者の同意を得て」 ・ 4.1.1～4.1.5が整っている場合は原則提出とする ・ 感染源となりうるので対策が必要。 ・ 極力提出していただくように努める ・ 結果は産業医が本人に通知する ・ 検査結果の提出を義務とする ・ 検査結果は産業医・事業者が知ることが必要 ・ 産業医には知らせること ・ 産業保健看護職や事業者も医療機関から直接報告を受けて実態を把握しておくべき ・ 少なくとも産業医は結果を把握する体制が必要。労働者の意志がすべてでは問題がある。 ・ 他の労働者への感染防止を考えると事業主が結果を把握することは必要である	1	1	1 1	1 1 1 1 1

《4》事業者への提言

2) 一次感染の予防

1. 血液などと接触する場合は、労働者に適切な保護具を着用させること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	34 94.4%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	32 97.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	3 1.9%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	3 1.2%	6 2.4%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・「接触する場合」→「高頻度に接触する場合」				1
不要 ・医療従事者であれば、感染予防で手袋を使用するのは当然である			1	
修正が必要 ・「一次感染」ではなく「二次感染」との区別がつかないので「感染予防」でよい ・「血液など」あいまい ・「接触する場合」→「高頻度に接触する場合」 ・具体的な保護具の記載(ディスポの手袋など) ・事業所内に設置する応急用品と一緒に保護具(手袋など)を設置すること ・保護具を具体的に示す必要がある	1	1		1 1 1

《4》事業者への提言

2) 一次感染の予防

2. 業務上の感染を前提とするB型肝炎ワクチンの接種は労働者の経済的な負担をさせないように努めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	34 94.4%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	27 90.0%	0 0.0%	3 10.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30 90.9%	0 0.0%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	145 93.5%	4 2.6%	2 1.3%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	236 92.9%	4 1.6%	10 3.9%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 意味不明 ・ 労災認定	1			1
不要 ・ 経費の負担は誰が行うのか ・ 行政への提言である				1 1
修正が必要 ・ 「感染を前提」→「感染の危険性を前提」 ・ 「労働者の経済的な負担をさせないように努めること」→「事業所負担で実施すること」 ・ ワクチンは感染防止が目的。 ・ 業務上明らかにリスクがある場合は経済的な負担はさせないようにするべきである ・ 事業主の負担で行うこと ・ 自己管理とし、本人負担が望ましい ・ 相互負担させるべき ・ 努力義務ではなく、義務にするべき ・ 本人の同意を求める	1	1	1	1 1

＜4＞事業者への提言

2) 一次感染の予防

3. 海外派遣労働者の対策においては、信頼できる現地の医療機関を事前に調査し、適切に対処できるように対応マニュアルを作成しておくこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	31 86.1%	1 2.8%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28 93.3%	0 0.0%	1 3.3%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	1 3.0%	3 9.1%	1 3.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	138 89.0%	5 3.2%	7 4.5%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	225 88.6%	7 2.8%	15 5.9%	7 2.8%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・ 海外からの就労者はどうするか(ほとんどがパートである)				1
・ 海外は千差万別であるため、ケースバイケースである			1	
同意できる				
・ ハイリスクとは検査してはじめて分かることではないか?		1		
・ 肝炎のみにここまでやるのはやりすぎ	1			
不要				
・ 海外での医療機関を知ることは困難である。				1
・ 事前調査は困難である				1
・ 想定している業務、場面が分かりにくい			1	
修正が必要				
・ 「海外派遣労働者の対策においては」→「感染リスクの高い出張業務については」			1	
・ 「現地の」削除	1			
・ できるかぎり				1
・ ワクチン接種を勧める文章を加える(HAV,HBV)			1	
・ ワクチン接種を日本で実施しておくほうがよい(特に発展途上国)		1		
・ 汚染地域ではワクチン接種を行ってから派遣すること				1
・ 海外の医療事情などは簡単に分からない				1
・ 現地の信頼できる医療機関の選定は事業者には無理である。国などの公的機関で医療機関のリストなど対応マニュアルを対策を。				1
・ 産業医、管理医の判断に従って	1			
・ 事業所ではなく、海外法人医療基金などが行うこと	1			
・ 実際的に可能か?			1	
・ 正論だが、実際には可能かどうか難しいところ	1			
・ 調査方法等をアドバイスする公的機関があれば可能				1
・ 同意できるが、実際は困難である				1
・ 派遣会社などで調査して欲しい				1

《4》事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

1) 事故後に実施すべき事項に関してマニュアルを作成しておくこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	34 94.4%	1 2.8%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	31 93.9%	1 3.0%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	2 1.3%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	4 1.6%	4 1.6%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。				1
不要 ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 肝炎のリスクはきわめて低い	1		1	
修正が必要 ・ 「高リスク職場においては」 ・ マニュアルを作成し、従業員に周知徹底を図ること ・ 何でもマニュアル化は賛成できない。マニュアルを作らなくてはならないようなことではうまくいきますか？ ・ 標準マニュアルがあれば可能	1		1	1 1

《4》事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

2. 産業医等が感染者および感染源となった者の両者に十分な説明を行い、医療機関を受診させるように勧めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	36 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28 93.3%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	1 3.0%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	2 1.3%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	239 94.1%	3 1.2%	8 3.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 「感染者および感染源となった者」→「感染者および感染源となった者、職場管理者」 ・ 《4》3)と順序が逆では？ ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。		1		1
不要 ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 全例感染源の特定、断定は困難			1	1
修正が必要 ・ 「医療機関を受診させるように勧めること」→「ウイルス検査を含めた適切な事後措置を受けるように勧めること」 ・ 「両者に十分な説明を行い」→「両者別々に十分な説明を行い」 ・ 感染源をどのようにして知ることのマニュアルが必要 ・ 産業医の仕事ではないのでは？ ・ 事故が発生してから何日以内に受診すべきかを具体的に。 ・ 説明する内容を具体的に例示(例事故マニュアル内容、ウイルス検査の重要性など) ・ 必要なだから、勧告ではないのか ・ 表現が分かりにくい		1	1	1

《4》事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

3. 産業医等は、感染源となった者に対してウイルス検査を受診することの重要性を説明すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	31 86.1%	4 11.1%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	26 86.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	27 81.8%	4 12.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	142 91.6%	7 4.5%	1 0.6%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	226 89.0%	17 6.7%	6 2.4%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。				1
不要 ・ 《4》3)2とまとめてみてはどうか ・ 《4》3)2と重複している ・ 《4》3)2と同じこと ・ 《4》3)2に含まれる ・ 《4》3)2に含められる ・ 医療機関の主治医が行うべきものである ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 感染のハイリスク事故とウイルス検査は無関係 ・ 感染源という表現はすでに特定されているものでは？ ・ 事前のウイルス検査なしに感染源とは特定できないのでは？ ・ 全例感染源の特定、断定は困難	1	1	1	
修正が必要 ・ 「ウイルス検査を受診すること」→「ウイルス検査や治療を受けることの重要性」 ・ 「感染源となった者に対して」→「感染源となった者の既往歴を十分聴取し、」 ・ 産業医の仕事ではないのでは？ ・ 発生してから説明するのではなく、事前に教育をしておけばよいのでは？ ・ 表現を1.3と矛盾しないようにすること	1	1	1	1